

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年4月8日

【会社名】 麒麟ホールディングス株式会社

【英訳名】 Kirin Holdings Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 磯崎 功典

【本店の所在の場所】 東京都中野区中野四丁目10番2号

【電話番号】 03(6837)7015

【事務連絡者氏名】 コーポレートコミュニケーション部長 堀 伸彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区中野四丁目10番2号

【電話番号】 03(6837)7015

【事務連絡者氏名】 コーポレートコミュニケーション部長 堀 伸彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 275,715,168円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	106,536株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、株主との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、当社の2017年2月13日開催の取締役会及び2017年3月30日開催の第178回定時株主総会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「本制度」といいます。）を踏まえ、当社の2019年4月8日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、当社の第181期事業年度(2019年1月1日～2019年12月31日)の譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権(以下「当社譲渡制限付株式報酬」といいます。)として割当予定先である当社の取締役(社外取締役を除く。)及び当社の執行役員(以下、併せて「対象取締役等」といいます。)に対して付与された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式の処分により交付されるものです。また、当社は、割当予定先である対象取締役等との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本譲渡制限契約」といいます。)を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

<本割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

割当予定先は、本譲渡制限契約により交付された当社普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、2019年5月15日から2022年5月14日までの期間(以下「本譲渡制限期間」といいます。ただし、当社の取締役・執行役員報酬規程又は本譲渡制限契約の定めるところにより、本割当株式の譲渡制限が解除されるまでの期間が変更された場合にあっては、当該変更後の期間をもって、本譲渡制限期間とします。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 業績条件等による譲渡制限の解除

当社は、現在の中期経営計画にて重要指標として掲げているROIC及び平準化EPSの2019年度における目標の達成度合いに応じて、本割当株式の全部又は一部について、本譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除いたします。ROIC及び平準化EPSの目標は、それぞれ8.8%、157円です。ただし、対象取締役等による株式保有を促進する観点から、本割当株式の33%については、目標達成度合いにかかわらず、原則として本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されるものといたします。また、譲渡制限が解除されていない本割当株式について当社が無償で取得するものといたします。

(3) 当社による無償取得事由

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において、「(2)業績条件等による譲渡制限の解除」に定める業績条件に基づき、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得するものとします。また、対象取締役等が、本譲渡制限期間が満了する前に、当社又はその子会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれの地位をも喪失した場合には、任期満了、死亡等による地位の喪失であって当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。無償で取得する時期は、正当と認める理由の有無を審議する取締役会にて決定するものといたします。任期満了、死亡等による地位の喪失であって当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を調整するものとします。調整は、指名・報酬諮問委員会で審議のうえ、取締役会の決議により決定する規程の定めに基づいて行います。

(4) 株式の管理

対象取締役等は、当社が予め指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、本譲渡制限期間中、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとします。

(5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して、当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、付与日から組織再編等の効力発生日までの期間に応じて譲渡制限解除割合の調整を行い、本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するものとします。譲渡制限が解除されなかった本割当株式については、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、当社が当然に無償で取得いたします。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所  
本有価証券届出書の対象となる当社普通株式については、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用があります。振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	106,536株	275,715,168	
一般募集			
計(総発行株式)	106,536株	275,715,168	

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役等に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は、対象取締役等に対して当社の第181期事業年度(2019年1月1日～2019年12月31日)に係る当社譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権であり、内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)
当社の取締役：5名( )	61,335株	158,734,980
当社執行役員：7名	45,201株	116,980,188

社外取締役を除く。

## (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,588		1株	(自)2019年4月9日 (至)2019年5月8日		2019年5月15日

(注) 1. 発行価格については、恣意性を排除した価格とするため、2019年4月5日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である2,588円(円未満切り上げ)としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

2. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役等に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

3. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

4. また、本自己株式処分は、本制度に基づき、当社の第181期事業年度(2019年1月1日～2019年12月31日)に係る当社譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行なわれるため、金銭による払込みはありません。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
キリンホールディングス株式会社 本店	東京都中野区中野四丁目10番2号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	72,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。  
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

#### (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき、当社の第181期事業年度(2019年1月1日～2019年12月31日)に係る当社譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第180期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月28日関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年4月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年3月29日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年4月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年4月8日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

麒麟ホールディングス株式会社 本店  
(東京都中野区中野四丁目10番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部 【特別情報】

#### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。